

ゆうせい共済

Y U S E I K Y O S A I

No.443

平成25年2月18日発行



掲載記事の詳細については、ホームページをご覧ください。
（電話番号等は最終ページに記載しています）

○お子様が生まれたときや被扶養者の方が就職したときなどは、勤務先への届出とは別に、共済センターへ30日以内に被扶養者申告書を提出してください。

○ご本人が退職したときや被扶養者の方の資格がなくなったときは、速やかに組合員証又は被扶養者証を共済センターに返却してください。



もうすぐ春です

4月には平成25年度団体積立年金「みらい」の新規募集が始まります。

※詳しくは、「ゆうせい共済号外『みらい』特集」に掲載します。お楽しみに！

INDEX

ご退職される皆さまへ

ご退職される皆さま、長い間の勤務大変お疲れさまでした。退職に伴い、共済組合に提出が必要な書類、手続等をご案内します。

- ① 退職後の健康保険への加入について p 2
- ② 任意継続組合員になるには届出が必要です！ p 2
- ③ 退職された方に資格喪失証明書を送付します p 3
- ④ 退職後の氏名又は住所の変更手続について p 3
- ⑤ 退職の際は共済年金の届出を忘れずに p 4～6
- ⑥ 退職後は組合員証等を返却してください！ p 6
- ⑦ 3月末退職者の「みらい」の手続について p 7
- ⑧ 退職時に貸付金残高がある方へ p 8

共済組合からのお知らせ

- ⑨ 平成25年度は組合員証の携行確認を行います p 8
- ⑩ 任意継続組合員の資格喪失証明書を送付します p 9
- ⑪ 任継の方の「宿泊施設利用手帳」の請求が不要になります p 9
- ⑫ 特定保健指導利用券の有効期限のご案内 p 9
- ⑬ 地方自治体医療費助成を受けている方は届出をお願いします！ p 10
- ⑭ 平成25年度送金スケジュールのお知らせ p 11～12

日本郵政共済組合（共済センター）の連絡先など p 12

退職後の健康保険への加入について

退職すると次の日には共済組合の組合員ではなくなります。退職後に健康保険の手続をしないでいると、病気やケガをした時に、治療費を全額自費負担することにもなりかねませんので、次のいずれかの健康保険に必ず加入する必要があります。

－退職後の健康保険の選択肢－

① 日本郵政共済組合の任意継続組合員に加入する

「任意継続組合員になるには届出が必要です!」をお読みください。

② グループ会社に引き続き勤務する

再雇用フルタイム勤務社員となる方は、共済組合員の資格は継続します。

ただし、それ以外の方は、勤務状況によって異なりますので、勤務先にご確認ください。

③ 再就職先の健康保険に加入する

退職後、すぐに再就職する場合は、再就職先の健康保険に加入します。

④ 居住する市区町村の国民健康保険に加入する

保険料の額は、住んでいる市区町村にご確認ください。

⑤ 家族の健康保険の被扶養者になる

家族の被扶養者として健康保険に加入する場合は、保険料がかからないものの認定されるためには一定の条件を満たす必要があります。

なお、どの制度も医療費の自己負担額は3割です。

また、各医療保険制度には申請期限がありますので、早めに検討してください。

《任継担当》

任意継続組合員になるには届出が必要です!

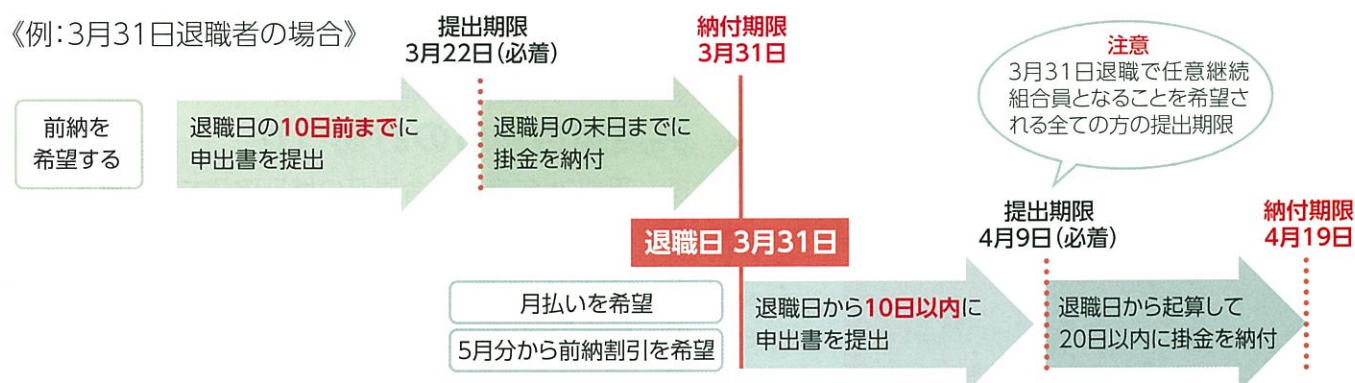
退職日から20日以内に初回の任意継続掛金の払込みを行っていただくため、退職日から**10日以内**(土、日及び祝日の場合は前営業日)に「任意継続組合員となるための申出書」を共済センターに提出してください。

なお、掛金の前納割引を希望する方は、退職月の末日までに掛金を納付する必要があるため、必ず退職日の**10日前まで**に「任意継続組合員となるための申出書」を共済センターに提出してください。

注意

「任意継続組合員となるための申出書」は、勤め先の郵便局等へ提出されても手続は完了とはなりませんので必ずご自分で直接共済センターへ提出してください。

《例：3月31日退職者の場合》



《任継担当》

退職された方に資格喪失証明書を送付します

退職された方には「資格喪失証明書」を請求の必要なしにご自宅に送付しますので、退職後に必要な手続を行う際にご使用ください。

「資格喪失証明書」の発送は、退職日の約1週間後になります。

退職日の翌日のライフスタイル	退職後に必要な手続等
・再雇用短時間勤務社員 ・自営業、短期アルバイト ・年金受給者等の未就業の方	国民健康保険への加入手続 任意継続組合員となる場合は不要(注2) 国民年金への加入手続 退職時60歳未満の場合は必須(注2) ※被扶養配偶者も上記手続が必要
・再雇用フルタイム勤務社員(注1) ・エキスパート及びパートタイマー等の期間雇用社員(注3) ・民間企業の正社員等 ・公務員	手続不要 ※再就職先で健康保険や厚生年金等に参加します。 ※「資格喪失証明書」は不要ですので、破棄してください。

注意

- 1 退職日の翌日に再雇用フルタイム勤務社員となる方は、共済組合員の資格を喪失しません。「資格喪失証明書」は不要ですので、破棄してください。
- 2 任意継続組合員制度は医療保険のみの制度です。任意継続組合員になっても退職時の組合員又は被扶養配偶者の年齢が60歳未満の場合は、それぞれ国民年金第1号被保険者への加入手続が必要です。
- 3 「労働時間が1日6時間・週30時間以上、雇用期間が2か月以上」のときは、原則、再就職先で健康保険等に参加することになっています。

《標準報酬担当》

退職後の氏名又は住所の変更手続について

退職後、国家公務員共済組合連合会(KKR)又は日本年金機構から「年金の請求手続を勧奨するための案内状等」が送付されます。これらの送付物が正しい氏名・住所あてに送付されるようにするため、退職後、年金を受給するまでの間に氏名又は住所を変更した場合は、**1**及び**2**のとおり変更手続をしてください。

なお、任意継続組合員の方はこれらの手続に加え「氏名等変更届出書」又は「振込口座・住所 新規・変更届出書」を共済センターに提出してください。

1 国家公務員共済組合連合会(KKR)への手続

「住所・氏名変更届」の提出

送付先：国家公務員共済組合連合会年金部資格管理課

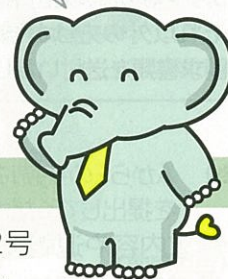
〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10九段合同庁舎

TEL 03-3265-8141(代表)

※様式等の詳細は、KKRへお問い合わせください。

※郵送料は差出人負担となります。

氏名、住所変更手続を行わないと郵便物が届かない場合がありますので注意してください。



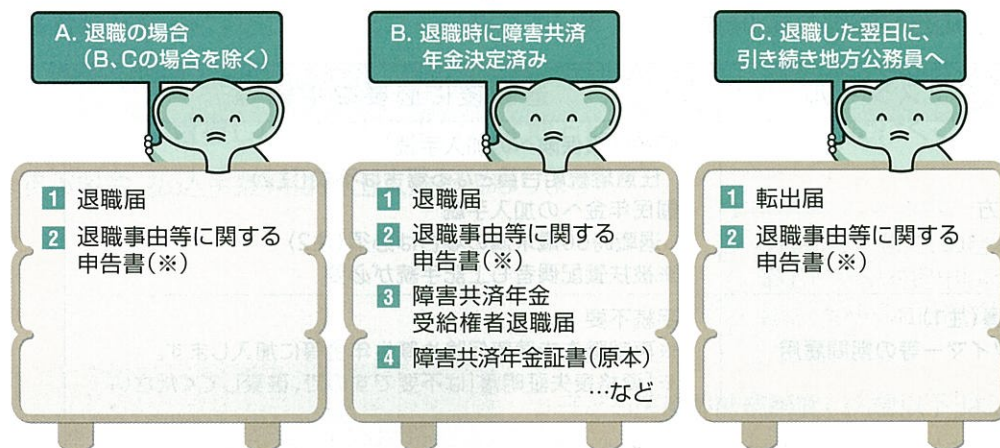
2 その他の手続

退職後、国民年金第1号被保険者の方は、お住まいの市区町村年金窓口、国民年金第2号被保険者の方はご本人の勤務先、また、第3号被保険者の方は配偶者の勤務先にご確認ください。

《標準報酬担当》

退職の際は共済年金の届出を忘れずに

● 60歳未満で退職する方へ



☆60歳未満で退職する方は、任意継続組合員となる場合であっても、共済年金の適用期間を登録するため、退職後速やかに退職届等を共済センターに送付してください。

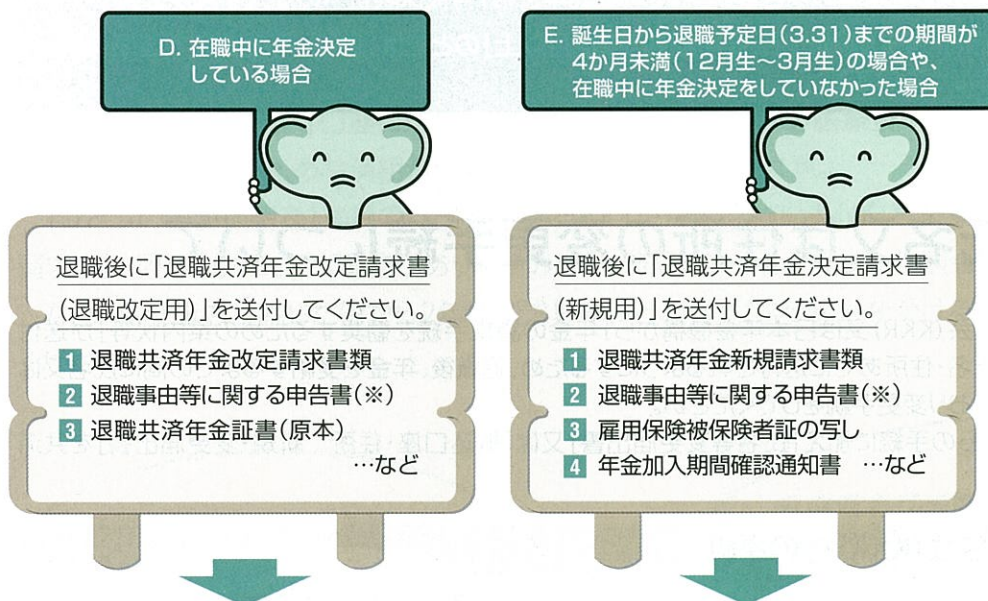
年金の支給開始年齢(60歳)より前に退職する場合は退職届等の提出が必要です。

ただし、支給開始年齢は段階的に引き上げられますので、生年月日を表にあてはめて「60歳」をよみかえてください。



生年月日	年齢
S28.4.1以前	60歳
S28.4.2～S30.4.1	61歳
S30.4.2～S32.4.1	62歳
S32.4.2～S34.4.1	63歳
S34.4.2～S36.4.1	64歳
S36.4.2以降	65歳

● 60歳以上で退職する方へ (再雇用フルタイム勤務が終了する場合を含みます)



今年度60歳を迎えた方で、在職中に退職共済年金が決定している方には、3月中旬頃に改定請求書類を送付します。それ以外の方はお電話いただければ請求書類を送付いたします。

S27.12.2～S28.4.1生の方には3月中旬頃に決定請求書類を送付します。S27.12.1以前生の方は、既に送付している請求書類を使用してください。請求書類がお手元にない場合など、お電話いただければ送付いたします。

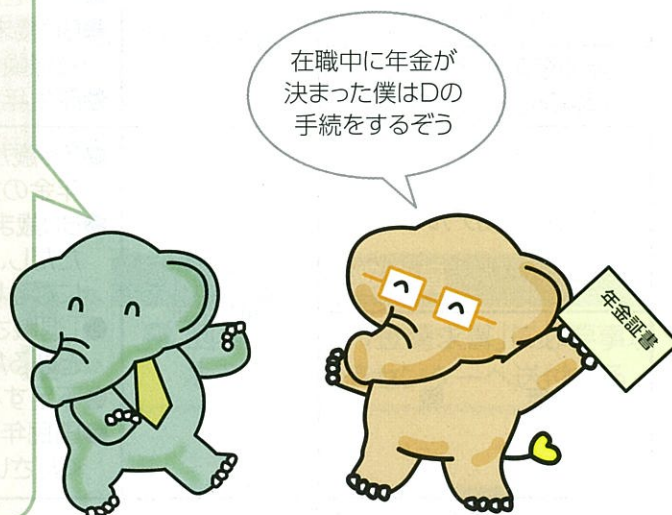
(※) AからEの手続に添付する「退職事由等に関する申告書」は、退職日以降の日付で勤務事業所長等が証明しているものを提出してください。

☆請求内容や退職後の状況によって、他にも必要な添付書類があります。

☆退職日の翌日に、他の共済組合(地方公務員を含む)に加入する方は加入先に日本郵政共済組合に加入していたことを申し出てください。

再雇用フルタイム勤務社員となる方は…

- 共済組合員の資格が継続します。再雇用後の給与によっては、在職中でも、退職共済年金の一部が支給されることもありますので、まだ年金請求をしていない方は早目に手続きをしましょう!
- 雇用保険から「高年齢雇用継続給付」が支給されるときは、国家公務員共済組合連合会 (KKR) への届出が必要です。
「退職共済年金支給停止事由該当届」に「高年齢雇用継続給付決定通知書」の写しを添付してKKRに提出してください。
- 再雇用フルタイム勤務が終了したときは、前記D又はEの手続きをしてください。



● DVD「共済ナビ～退職後の年金と健康保険～」

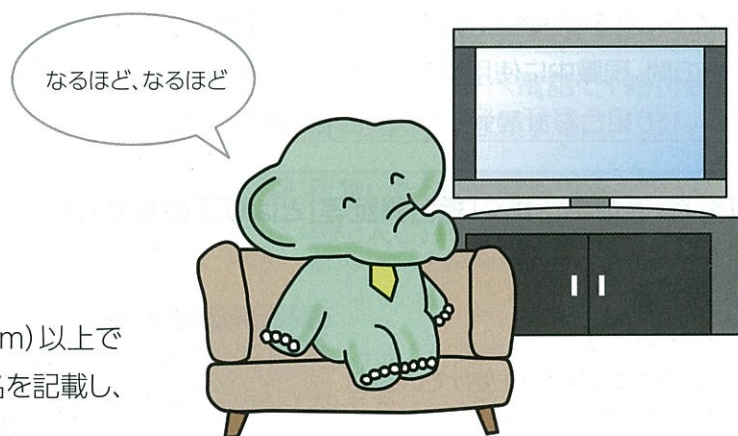
共済年金、任意継続組合員の仕組みや請求(申込)方法などをわかりやすく解説したDVD「共済ナビ～退職後の年金と健康保険～」を製作しました。

57歳以上の組合員で、ご視聴を希望される方に配付します。

ご視聴を希望される方は、適宜用紙に次の事項を記載し、返信用封筒(※)を同封して、表面に「DVD希望」と明記の上、共済センターに送付してください。

- ・氏名
- ・住所
- ・年齢
- ・連絡先電話番号
- ・組合員番号
- ・DVD希望

※返信用封筒は角形7号(142mm×205mm)以上で
封筒表面に送付先の郵便番号、住所、氏名を記載し、
140円分の切手を貼付したもの



《年金担当》

● 退職後の年金加入

退職後、60歳までは全員いずれかの年金制度に加入することとなります。

退職後のライフスタイル	制度	備考
再雇用フルタイム勤務社員 公務員など	共済年金	●60歳未満の被扶養配偶者は、退職前と同じく国民年金第3号被保険者となります
民間企業で勤務	厚生年金	●条件を満たせば厚生年金も受給可能となります ●60歳未満の被扶養配偶者は、退職前と同じく国民年金第3号被保険者となります ●厚生年金は原則70歳まで加入できます
期間雇用社員☆として 日本郵政グループで勤務		
自営業・短期アルバイト	国民年金	●65歳からの基礎年金受給の際、国民年金+厚生年金+共済年金の加入期間が40年で満額受給となります ●60歳までは国民年金第1号被保険者として必ず加入します ただし、「共済年金又は厚生年金加入中の配偶者」の被扶養者になる場合は、国民年金第3号被保険者となります ●「退職された方の被扶養配偶者」も国民年金第1号被保険者となるための加入手続きが必要です ●不足する期間を満たすため65歳まで任意加入が可能です ●国民年金加入の手続きは、退職の翌日から14日以内に行ってください
無 職		

☆期間雇用社員について、加入条件を満たさない場合は厚生年金保険に加入できません。なお、厚生年金保険の加入資格については、勤務先に確認してください。

《年金担当》

退職後は組合員証等を返却してください！

組合員証（被扶養者分も含む）等は、退職後速やかに共済センターに返却してください。

退職時の勤務先に返却したため、勤務先から共済センターへ移管されず、共済センターからの督促等が発生するケースが多発していますので、ご注意ください。

なお、任意継続組合員となることを申し出た方は、任意継続掛金の入金確認後に任意継続組合員用の組合員証を発行しますので、到着するまでの間、現職中に使用していた組合員証を使用してください。

※新しい㊤組合員証を受領後は、旧組合員証は返却してください。

必ず共済センターへ郵送してね！
ゆうどうからのお願いです。



【参考】返却いただく「組合員証等」とは以下のものです。

○カード

- ・本人分
- ・被扶養者分

○紙（申請により交付を受けている証）

- 限度額適用認定証
- 特定疾病療養受療証
- 一部負担金等免除証明書



右端を切り
処分してください。

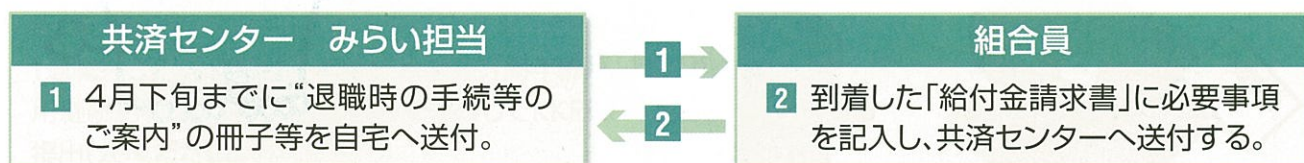
《被扶養者・任継担当》

3月末退職者の「みらい」の手続について

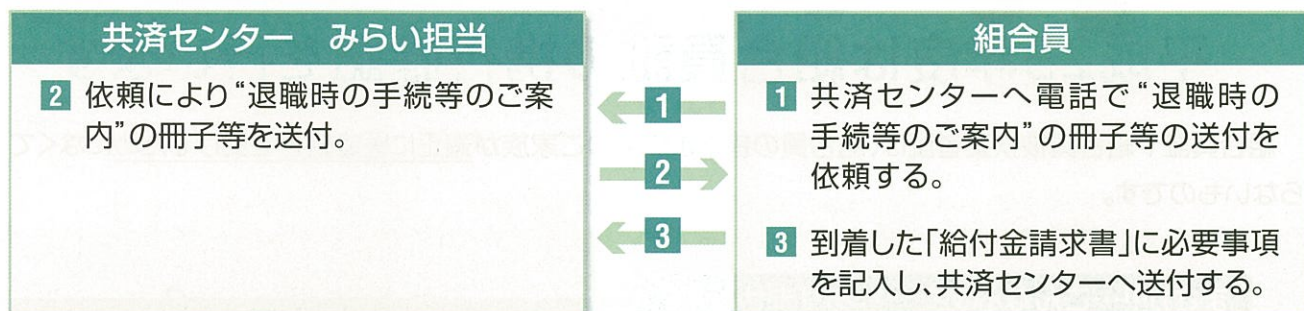
退職日の翌日に団体積立年金保険「みらい」は自動的に脱退扱いとなりますが、次の手続が必要です。
未手続ですと、在職中に積み立てた掛金を受け取ることが出来ませんので、必ず手続をお願いします。

- 参考**
- ・3月末以外に退職する方は下記の〈50歳未満の方〉と同様の手続となります。
 - ・退職日の翌日に再雇用フルタイム勤務社員となられる方（共済組合員の資格を喪失しない方）であっても、団体積立年金保険「みらい」は継続できませんので、退職時の手続が必要となります。

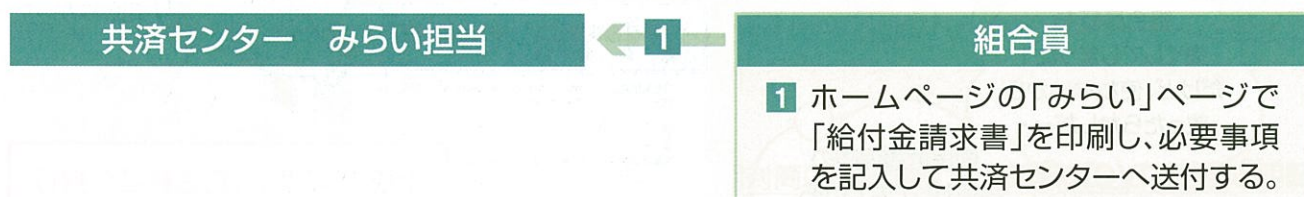
●〈50歳以上の方〉



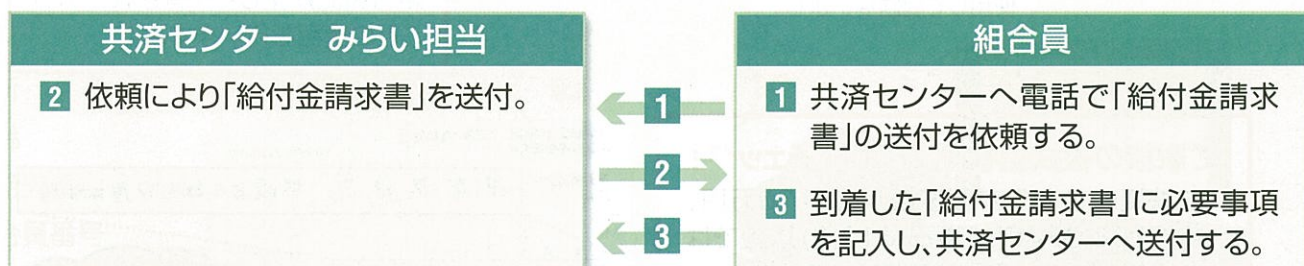
【早めに手続をされたい方】



●〈50歳未満の方〉



【ホームページをご覧になれない方】



○一時金の送金の目安

一時金として受け取る場合、請求書が退職日の翌月20日までに共済センターへ到着した分は、退職日の翌々月中旬～下旬の送金予定となります（例えば、3月末日退職者で、4月20日まで（当日が土、日及び祝日の場合は翌営業日まで）に共済センターへ請求書が到着した場合、5月中旬～下旬頃に送金予定となります。）。請求書に不備がある場合は送金が遅れますので注意してください。

★給付金の受取方法等のご相談は、明治安田生命保険相互会社に照会してください。

TEL 0120-165-660（午前9時30分～午後5時30分 土、日及び祝日を除く）

《みらい担当》

退職時に貸付金残高がある方へ

退職日に共済貸付・財形貸付の貸付金残高がある場合は、退職手当から貸付金残高を一括控除しますので、**個別の手続は必要ありません**。
ただし、退職手当から貸付金残高の全額を一括控除できない方には、**払込通知書を別に送付しますので、最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局で払い込んでください**。



《貸付担当》

平成25年度は組合員証の携行確認を行います

組合員証や組合員被扶養者証は、組合員の皆さまやそのご家族が適正に医療給付を受けるためになくてはならないものです。

まさか!!…こんな心あたりはありませんか？

組合員証を
失くしてしまった！
だけど、使わないから
放ったらかしだ…

国民健康保険の
手続もしていないから、
退職した後も、
使用して問題ないよね。

日本郵政共済組合 本人(組合員)	
組合員証	
高齢受給割合 記号	3割(ただし、平成24年12月31日まで1割) 番号 *****
氏名	姓 名 別
生年月日	資格取得年月日 平成24年06月**日
発行機関所在地 〒330-0081埼玉県	保険者番号
6割 日本郵政共済組合	



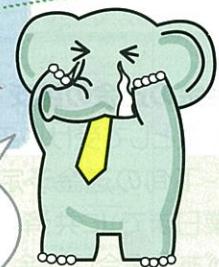
平成25年度は「**組合員証の携行確認**」の年です。
組合員証が正しく保有されている
ことの確認を行いますよ！

ご家族の被扶養者証だって要チェック！

- ・被扶養者の収入が限度額(年額130万円、月額108,334円、日額3,612円)以上ではありませんか？⇒**取消の手続をしてください**。
- ・就職した被扶養者の被扶養者証をお持ちでないですか？ ⇒**取消の手続をしてください**。
- ご家族の扶養状況に変更があったときは届出が必要です**。
(詳しくは次号にてお知らせする予定です)

日本郵政共済組合 家族(被扶養者)	
組合員被扶養者証 平成24年06月22日交付	
高齢受給割合 記号	認定年月日 平成24年06月**日
氏名	姓 名 別
生年月日	認定年月日 平成24年06月**日
組合員氏名	
発行機関所在地 〒330-0081埼玉県	保険者番号
6割 日本郵政共済組合	

知らない間に
被扶養者の要件から
外れていたなんて…
もっと早く確認すればよかった。



《被扶養者(資格確認)担当》

任意継続組合員の資格喪失証明書を送付します

任意継続組合員期間が満了となる方には、「資格喪失証明書」を請求の必要なしにご自宅に発送しますので、国民健康保険等の加入手続の際にご使用ください。

(注) 期間満了者以外の方で資格喪失証明書を必要とする場合は、申請が必要となります。

《任継担当》

任継の方の「宿泊施設利用手帳」の請求が不要になります

平成25年3月31日以降に退職する任意継続組合員

勤続20年以上で退職し、任意継続組合員となる方には、請求の必要なしに、「かんぽの宿・KKR宿泊施設利用手帳」を任意継続組合員証と併せて、共済センターから送付します。

※ただし、平成25年3月30日までに退職し、任意継続組合員となる方は、お手数ですが、従前のとおり請求が必要です。請求書到着後、共済センターから送付します。

《助成担当》

特定保健指導利用券の有効期限のご案内

メタボ健診(特定健康診査)の結果、生活習慣病の発症リスクが高いと判断され、特定保健指導の対象となった被扶養者及び任意継続組合員の方には、共済センターから特定保健指導のご案内と「特定保健指導利用券」を送付しています。

利用券の有効期限は、平成25年3月31日ですのでご注意ください。

日常生活の中での運動や食事改善についてのアドバイス、その後のフォロー等、医師、保健師等の専門家から支援が受けられる特定保健指導を、積極的に利用してください。

利用開始日に利用料の3割は自己負担となりますが、途中で脱落や資格喪失等することなく終了した方には、その自己負担分を助成しますので、実質自己負担なしで指導を受けられます。

終了後、組合員が「特定保健指導費請求書」に実施機関が発行した領収書(原本)を添付して共済センターに請求してください。



《助成担当》

地方自治体医療費助成を受けている方は届出をお願いします！

地方自治体(都道府県・市区町村)の医療費助成を受けている方は、様式「地方自治体助成対象者届出書」を共済センターに提出していただく必要があります。**未提出の方は、至急提出してください。**

提出しないと、「共済組合の高額療養費・附加給付」と「地方自治体からの医療費助成」が二重に給付されることになり、重複した分は共済組合又は地方自治体に返納していただくことになります(※共済組合へ返納する場合、払込手数料は差出人負担となります)。

18歳以下まで、の自治体も増えてきています。
過去に届出を提出した方でも、助成期間が延長した場合は、変更の届出を提出してください。

～主な地方自治体の助成制度～
(右は例で、自治体ごとに異なります)

- 子ども医療費助成制度 (15歳以下はほとんどの自治体が実施)
- 障がい者医療費助成制度 (障害者手帳等をお持ちの方)
- ひとり親家庭医療費助成制度 など

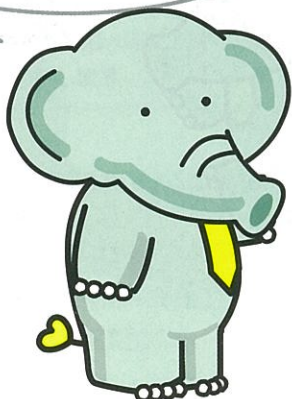
《高額療養費・附加給付の送金を停止している場合があります》

高額療養費・附加給付は、**該当の組合員から請求書を提出していただくことなく**、診療月の最短4か月後以降に組合員のゆうちょ銀行口座に送金していますが、地方自治体の医療費助成を受けていると思われる場合等は二重給付を防止するため共済組合の判断で送金を停止しています。

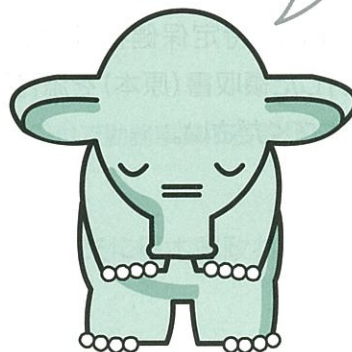
「ひとつの医療機関で1か月の自己負担が25,000円を超えている」が、高額療養費等が送金されていない方は、請求書を提出していただく場合がありますので、共済組合コールセンターに照会してください。

なお、給付事由が生じた日から2年間請求しないと、時効により給付を受ける権利が消滅しますので、注意してください。

今月から、私の被扶養者に、障害者手帳が交付されました。医療機関で提示すると、窓口での自己負担が大幅に減免されるのですが…



共済組合が高額療養費等の算定に使用する診療報酬明細書(レセプト)では、障害者手帳の有無・窓口での自己負担の有無が確認できません。地方自治体と共済組合との二重給付を防止するため、「地方自治体助成対象者届出書」を提出してください。



《給付担当》

平成25年度送金スケジュールのお知らせ

貸付金、短期給付金及び検診費等助成金等の送金スケジュールをお知らせいたします。

希望の送金日の締切日までに書類が到着するように送付してください。

※いずれも請求書類等に不備がない場合のスケジュールです。

貸付金送金スケジュール

申込締切日	送金予定日	申込締切日	送金予定日	申込締切日	送金予定日
2月22日(金)	4月5日(金) 〈4月第1回〉	6月21日(金)	8月5日(月) 〈8月第1回〉	10月24日(木)	12月5日(木) 〈12月第1回〉
3月11日(月)	4月22日(月) 〈4月第2回〉	7月9日(火)	8月20日(火) 〈8月第2回〉	11月11日(月)	12月20日(金) 〈12月第2回〉
3月27日(水)	5月10日(金) 〈5月第1回〉	7月26日(金)	9月5日(木) 〈9月第1回〉	11月22日(金)	1月10日(金) 〈1月第1回〉
4月4日(木)	5月20日(月) 〈5月第2回〉	8月9日(金)	9月20日(金) 〈9月第2回〉	11月29日(金)	1月20日(月) 〈1月第2回〉
4月22日(月)	6月5日(水) 〈6月第1回〉	8月23日(金)	10月7日(月) 〈10月第1回〉	12月17日(火)	2月5日(水) 〈2月第1回〉
5月10日(金)	6月20日(木) 〈6月第2回〉	9月5日(木)	10月21日(月) 〈10月第2回〉	1月8日(水)	2月20日(木) 〈2月第2回〉
5月27日(月)	7月5日(金) 〈7月第1回〉	9月20日(金)	11月5日(火) 〈11月第1回〉	1月22日(水)	3月5日(水) 〈3月第1回〉
6月10日(月)	7月22日(月) 〈7月第2回〉	10月8日(火)	11月20日(水) 〈11月第2回〉	2月6日(木)	3月20日(木) 〈3月第2回〉

○書類の送付先:貸付・みらい担当

短期給付金送金スケジュール

請求締切日等			送金予定日
【高額療養費・一部負担金払戻金等】 医療機関から共済組合に送付される診療報酬明細書(レセプト)に基づき算定し支給するため、請求書の提出が不要であるもの。 <毎月1回送金>		【左記以外の短期給付金】 結婚手当金、埋葬料等の請求書の提出が必要であるもの。地方自治体助成対象者届出書を提出して共済組合から高額療養費等が支給停止になっているが、地方自治体の助成対象外の診療で高額療養費の支給を受けるもの等を含む。 <毎月2回送金>	
診療月	共済センターへのレセプト到着時期	共済センターの受付時期	
平成24年12月診療まで	平成25年2月	3月5日(火)まで	4月5日(金)
		3月19日(火)まで	4月22日(月)
平成25年1月診療まで	平成25年3月	4月5日(金)まで	5月10日(金)
		4月19日(金)まで	5月20日(月)
平成25年2月診療まで	平成25年4月	5月2日(木)まで	6月5日(水)
		5月20日(月)まで	6月20日(木)
平成25年3月診療まで	平成25年5月	6月5日(水)まで	7月5日(金)
		6月20日(木)まで	7月22日(月)
平成25年4月診療まで	平成25年6月	7月5日(金)まで	8月5日(月)
		7月19日(金)まで	8月20日(火)
平成25年5月診療まで	平成25年7月	8月5日(月)まで	9月5日(木)
		8月20日(火)まで	9月20日(金)
平成25年6月診療まで	平成25年8月	9月5日(木)まで	10月7日(月)
		9月20日(金)まで	10月21日(月)
平成25年7月診療まで	平成25年9月	10月4日(金)まで	11月5日(火)
		10月18日(金)まで	11月20日(水)
平成25年8月診療まで	平成25年10月	11月5日(火)まで	12月5日(木)
		11月20日(水)まで	12月20日(金)
平成25年9月診療まで	平成25年11月	12月5日(木)まで	1月10日(金)
		12月20日(金)まで	1月20日(月)
平成25年10月診療まで	平成25年12月	1月6日(月)まで	2月5日(水)
		1月20日(月)まで	2月20日(木)
平成25年11月診療まで	平成26年1月	2月5日(水)まで	3月5日(水)
		2月20日(木)まで	3月20日(木)

※送金予定日

共済組合に登録されている送金先口座情報とゆうちょ銀行の口座が一致しない場合は当該送金予定日に送金されないことがあります。

また、一般的に医療機関から共済組合へのレセプトの到着は診療月から2か月後になりますが、レセプトの到着が遅れている場合や公費との精算が必要な場合等は送金が遅れることがあります。

※送金されたことの確認

送金予定通知及び送金済通知は行っていません。短期給付金が送金された場合は、ゆうちょ銀行の通帳に口座名称(送金元の名称)が「郵政共済 短期経理」と印字されますので、通帳への印字をもって共済組合から送金されたことを確認してください。

ただし、出産費・家族出産費の直接支払制度を利用された場合、共済組合から支払機関(社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会)を経由して医療機関へ出産費・家族出産費を支払うこととなりますが、支払機関へ送金後に組合員あてに送金額及び送金日等を通知します。

○書類の送付先:給付担当

検診費等助成金送金スケジュール

	助成請求項目	請求締切日	送金予定日
1	被扶養配偶者人間ドック検診費助成請求書 任意継続組合員人間ドック検診費助成請求書	受診後1か月以内	毎月25日までに到着した 請求書については 翌月20日 (土日祝日の場合は、翌営業日)
2	がん検診費等請求書		
3	脳ドック検診費請求書		
4	社内レクリエーション助成請求	レクリエーション実施後 10日以内	提出書類が到着した日の 属する月の翌々月20日 (土日祝日の場合は、翌営業日)
5	サークルレクリエーション助成	事前承認申請	実施日の 1か月前まで
		概算払請求 (※1)	概算払希望日の 1か月前まで
		精算請求 (※2)	大会実施後 10日以内

※1 事前に払込みが必要と認められる場合に限りです。また、実施後必ず精算請求を行ってください。

※2 精算請求は、概算払請求の助成金額に精算が生じない場合も、助成担当あて必ず提出してください。

○書類の送付先:助成担当

日本郵政共済組合(共済センター)の連絡先など

1 電話によるお問い合わせは

日本郵政共済組合コールセンター TEL 0120-97-8484

※通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

受付時間/午前9時～午後6時(土、日、祝日及び年末年始(12/29から1/3)を除く)

※電話番号はお間違えのないようにお願いします。

2 最新情報や各種手続の確認・請求書等様式の入手は

日本郵政共済組合ホームページ <http://www.yuseikyosai.or.jp/>

皆さまからお寄せいただいた照会などを参考に随時更新しています。

各種手続のご案内や請求書等の様式類を掲載していますので、申請や届出を行う前にご覧ください。また、インターネットをご利用になれない方への様式類の送付など、各種お申し出は、コールセンターで受け付けます。

日本郵政共済組合モバイルサイト <http://www.yuseikyo-m.jp>

自宅にパソコンがないなど、ホームページをご覧になれない時でも、イベント発生時、どのような手続が必要となるかが確認いただけます。

※QRコード対応のカメラ付き携帯電話を利用して、読み取りができます。



3 各種申請・請求書等様式のあて先は

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合共済センター ○○担当 あて

※各種申請、届出及び請求の処理を迅速に行うため、必ず担当名を記載してください。

(担当名及び担当事務の一覧は共済組合ホームページか「ゆうゆうライフMY共済」を参照してください)

※郵送料は差出人負担となります。